

藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成要綱

制定 平成 21 年 9 月 1 日
改正 平成 24 年 3 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 3 月 31 日
改正 平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市内で特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等に対し、要介護度の高い利用者に継続した質の高いサービスを提供し、安定した施設運営を行うため、優れた人材の確保及び定着の促進並びに介護職員等のレベルアップ等に要した経費に対し、予算の範囲内において助成を行うことについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム等 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び介護老人保健施設をいう。
- (2) 介護職員等 特別養護老人ホーム等に勤務する従業者のうち、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、看護職その他介護サービスの提供に従事する者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、次の各号に定める要件をすべて満たす社会福祉法人等のうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 本市内において、1 年以上特別養護老人ホーム等の運営をしていること。
- (2) 特別養護老人ホーム等において、次の表の施設の区分に応じ、当該区分のすべてに従った適正なサービス提供及び良好な運営を行っていること。

施設の種類	基 準
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号） 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月

	1 日厚生省令第 19 号)
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）

(助成対象事業等)

第 4 条 助成対象事業及び経費は，次の表の助成対象事業の区分に応じ，当該区分に該当する経費のうち，当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに実施し，特別養護老人ホーム等が負担した経費とする。

助成対象事業	助 成 対 象 経 費	
介護職員等資格取得支援事業	介護職員等が，介護福祉士，社会福祉士，介護支援専門員その他市長が認める介護に関する資格（ホームヘルパーを除く。）の取得の受験にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験料 ・ その他市長が必要と認める費用
介護職員等レベルアップ研修支援事業	特別養護老人ホーム等において，講師を招いた研修，講座又は講演会の開催にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師料 ・ その他市長が必要と認める費用
	複数の施設が共同で研修，講座，講演会又は研究発表会を開催する際にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師料 ・ 会場費 ・ その他市長が必要と認める費用
	介護職員等を次の対象研修に派遣する際にかかる経費 (対象研修) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等で定められた研修 ・ 介護福祉士，社会福祉士，介護支援専門員その他市長が認める介護に関する資格取得のための研修，講座（通信講座を含む。）又は講演会 ・ 複数の施設が共同で開催する研修，講座，講演会又は研究発表会 ・ その他市長が必要と認める研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講料 ・ 教材費 ・ その他市長が必要と認める費用
介護職員等募集支援事業	一般紙等に折り込みチラシ等を配布するのにかかる経費	
	タウン紙，インターネットの求人サイト等に求人情報を掲載するのにかかる費用	
	介護職員等の募集に関する合同説明会の参加にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加費 ・ その他市長が必要と認める費用
	複数の施設が，介護職員等の募集に関する合同説明会を開催する際にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場費 ・ その他市長が必要と認める費用

介護ロボット導入支援事業	神奈川県介護ロボット導入支援事業の補助対象ロボットの導入にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入費 ・ リース、レンタル料（初期費用を含む）
--------------	---	---

2 前項に掲げる経費のうち、国及び県における同様の制度（神奈川県介護ロボット導入支援事業を除く。）に該当し、その助成を受けた場合又は受ける予定である場合には、その部分を除いた経費を助成するものとする。

（助成額）

第5条 助成額は、前条に定めた経費総額のうち、次の表の助成対象事業の区分に応じ、当該区分に定めるとおり、助成するものとする。ただし、助成額は、1施設あたり100万円を限度とする。

助成対象事業	助 成 額
介護職員等資格取得支援事業	事業にかかる経費の総額の3分の1以内の額
介護職員等レベルアップ研修支援事業	事業にかかる経費の総額の2分の1以内の額
介護職員等募集支援事業	1施設あたり30万円を上限に、事業にかかる経費の総額の2分の1以内の額
介護ロボット導入支援事業	1施設あたり30万円を上限に、事業にかかる経費の総額の2分の1以内の額

（交付の申請手続）

第6条 助成金の交付を受けようとする特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等の代表者は、規則第3条の規定により、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の30日前の日（4月1日より前の日となるときは4月1日）又は、4月30日のいずれか早い方の日までに市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に定める収支予算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかに審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成金交付等決定通知書（第3号様式。以下「交付等決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をした場合において、助成事業を適切に行わせるため、助成金の交付を受けた社会福祉法人等に対し、助成金の使途についての調査若しくは必要な指示又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき助成金の決定をした場合において、助成事業の性質上事業の経費があらかじめ確定しないものについては、助成金の額を交付予定額とし、交付等決定通知書にその旨を記載するものとする。

(届出義務)

第8条 前条の規定により助成金交付の決定通知を受けたものは、当該事業に着手するときにあたっては、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業着手届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第9条 第7条の規定により助成金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業計画変更承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書(第6号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業計画変更承認の申請があったときは、審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業計画変更承認決定通知書(第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の完了届及び実績報告)

第10条 第7条の規定により、助成金交付の決定通知を受けたものは、当該年度内に事業を完了させ、事業完了後速やかに、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業完了届兼実績報告書(第8号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業報告書(第9号様式)

(2) 次の表の助成対象事業の区分に応じ、当該区分すべての書類

助成対象事業	必 要 書 類
介護職員等資格取得支援事業	・ 実施事業 個別報告書(第10号様式-①) ・ 資格取得試験の受験票の写し ・ 受験料の支払いを確認できる書類
介護職員等レベルアップ研修支援事業	・ 実施事業 個別報告書(第10号様式-②) ・ 対象研修の内容が確認できる書類 ・ 講師料、会場費、受講料、教材費の支払いを確認できる書類
介護職員等募集支援事業	・ 実施事業 個別報告書(第10号様式-③) ・ 募集方法及び内容が確認できる書類

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にかかる経費の支払いを確認できる書類
介護ロボット導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業 個別報告書（第10号様式-④） ・ 対象ロボットの内容が確認できる書類 ・ 購入、リース又はレンタルの支払いを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第11条 市長は、第7条第3項の規定により助成金の交付予定額を決定した場合において、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容について速やかに審査し、交付すべき助成金額を確定し、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成金交付額確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付等)

第12条 助成金は、第10条の規定による実績報告書の提出を受け、市長が助成事業の完了を確認した後に、実績報告書に基づき交付するものとする。

2 第7条の規定による助成金交付の決定通知又は前条の規定による助成金交付の確定通知を受けたものは、別に定める請求書を指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第13条 市長は、第7条の規定により助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付決定の全部又は一部を取り消し若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき。
- (2) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条第2項に掲げる要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市特別養護老人ホーム等人材育成定着事業助成金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度における第6条の適用については、同条中「4月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成 30 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。